

山形県産品愛用運動協力店設置事業 実施要領

(目的)

第1条 山形県産品愛用運動推進協議会（以下「協議会」という。）は、県産品（県内工場で生産された完成品（最終消費財）をいう。以下同じ。）を積極的に販売する県内の販売店を対象に、「山形県産品愛用運動協力店」（以下「協力店」という。）を募集し、ホームページ等で紹介することにより、県民の県産品の購入機会を増やし、その消費拡大を図り、山形県産品愛用運動の一層の推進を図る。

(協力店)

第2条 協力店は、山形県産品愛用運動（以下「愛用運動」という。）の趣旨に賛同する事業者が山形県内に設置する販売店（県民等消費者に対して販売を行う小売店舗をいう。以下同じ。）で、次の要件を満たすものを対象とする。

- (1) 年間を通して県産品を販売していること
- (2) 県民が県産品を購入しやすいよう、県産品販売コーナーの設置、県産品である旨の店頭表示等を実施又は実施予定であること

(登録の申請)

第3条 前条の要件に該当する店舗を設置する事業者で、当該店舗について協力店としての登録を受けようとするものは、登録申請書（様式第1号）を協議会に提出するものとする。

(登録)

第4条 協議会は、前条の申請内容が要件に該当すると認めるときは、当該店舗を協力店として登録し、山形県産品愛用運動協力店プレート（様式第2号）を交付するものとする。

(協議会の支援)

第5条 協議会は、協力店に対する支援として、次の取組みを行う。

- (1) 県産品愛用運動推進協議会ホームページにおいて、協力店を県産品の取扱店として紹介すること
- (2) 協力店に対して、愛用運動のPR資材（のぼり、ポスター、マグネット等）を交付すること
- (3) 協力店に対して、愛用運動に関する情報提供等を行うこと

(協力店の取組み)

第6条 協力店は、県産品の積極的なPR、愛用運動の啓発など、県産品愛用運動の推進に資する取組みを行うものとする。

(登録内容の変更・廃止)

第7条 第4条の登録を受けた事業者（以下「協力店登録事業者」という。）は、協力店等の登録内容に変更が生じた場合には、変更申請書（様式第3号）を協議会に提出するものとする。

2 協力店登録事業者は、協力店のすべての登録を廃止しようとする場合には、廃止申請書（様式第3号）を協議会に提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 協議会は、協力店が次のいずれかに該当することとなった場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けた場合
- (2) 登録要件に該当しなくなったとき
- (3) 廃業、休業又は閉店したとき

(その他)

第9条 第3条による申請は、山形県産品愛用運動推進協議会ホームページ運用規約（以下「運用規約」という。）第4条に規定する協議会ホームページへの掲載申込みとみなし、当該ホームページの利用について運用規約を適用するものとする。

2 協議会は、登録申請者又は協力店登録事業者が公序良俗に反するなど協力店としてふさわしくないと認めた場合には、登録を行わず、又は登録を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成23年12月13日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第2号)

「山形県産品愛用運動協力店プレート」

第 号

いいよね！やっぱり県産品



**山形県産品愛用運動
協力店**

山形県産品愛用運動推進協議会

(様式第3号)

令和 年 月 日

山形県産品愛用運動推進協議会長 殿

「山形県産品愛用運動協力店」変更（廃止）申請書

事業者名
(担当部署・担当者)

「山形県産品愛用運動協力店」としての登録内容に変更がありましたので、山形県産品愛用運動協力店設置事業実施要領第7条により下記のとおり申請します。

記

変更(廃止) 事 由	
内 容	
事由発生日	
備 考	

※ FAXにより下記あて申請ください。

問合せ先：山形県産品愛用運動推進協議会事務局
(山形県産業労働部県産品流通戦略課)
TEL：023-630-2498 FAX：023-630-3371